

「通所型サービス」における報酬請求上の注意点

サービス種別	介護予防通所介護相当サービス事業	通所型サービスA事業(緩和した基準によるサービス)
単位・単価	※利用1回ごとの出来高払い <input type="checkbox"/> 週1回程度 要支援1 ・月4回まで:378単位/1回 ・月5回以上(上限):1,647単位/1月 <input type="checkbox"/> 週2回程度 要支援2 月5~8回まで:389単位/1回 月9回以上(上限):3,377単位/1月 ■単価:7級地 10.14円	利用1回ごとの出来高払い <input type="checkbox"/> 週1回程度(1日利用) 事業対象者・要支援1・要支援2 ・月4回まで:331単位/1回 ・月5回以上(上限):1,442単位/1月 <input type="checkbox"/> 週2回程度(1日利用) 事業対象者・要支援1・要支援2 月5~8回まで:341単位/1回 月9回以上(上限):2,960単位/1月 <input type="checkbox"/> 週1回程度(半日利用) 事業対象者・要支援1・要支援2 ・月4回まで:166単位/1回 ・月5回以上(上限):721単位/1月 <input type="checkbox"/> 週2回程度(半日利用) 事業対象者・要支援1・要支援2 月5~8回まで:171単位/1回 月9回以上(上限):1,480単位/1月 ■単価:7級地 10.14円

○サービスの提供実績に基づき、1回あたりの単位・単価により請求します。

【現行相当サービス事業】

(例1)要支援1の者で、週に1回程度の利用者に対し、1月に4回サービスを提供した。

⇒378単位 × 4回

(例2)要支援1の者で、週に1回程度の利用者に対し、1月に5回サービスを提供した。

⇒1,647単位 (378単位×5回=1,890単位が、上限の1,647単位を超えるため。 ※この超過分は、利用者の全額自己負担にはできません。)

(例3)要支援2の者で、週に2回程度の利用者に対し、1月に10回サービスを提供する予定であったが、体調不良等により1月に3回のサービス提供となった

⇒389単位 × 3回

【サービスA事業】

現行相当サービスと同じ。

○現行相当サービスとサービスA事業を併用する場合は、両サービスの単位数(加算を除く)の合計に対し、次のとおり上限が設けられる。

要支援1 週に1回程度	併用上限 1,647円
要支援2 週に2回程度	併用上限 3,377円

※併用上限は、現行相当サービスの上限と同じ。

(例1)要支援1で週に1回程度の利用者に対し、現行相当サービス事業を1月に2回、サービスA事業(1日利用)を1月に2回提供した。

⇒ (378単位×2回)+(331単位×2回)=1,418単位 < 併用上限1,647単位 ⇒ 1,418単位の請求。

(例2)要支援1で週に1回程度の利用者に対し、現行相当サービス事業を1月に2回、サービスA事業(1日利用)を1月に3回提供した。

⇒ (378単位×2回)+(331単位×3回)=1,749単位 > 併用上限1,647単位 ⇒ 1,749単位の請求不可。
 ※併用上限1,647単位以内での計画としてください。

※現行相当サービスとサービスA事業が別々の事業所で実施された場合の併用についても同様となります。

○介護予防から総合事業への移行

平成29年4月1日以降の新たな有効期間開始日から総合事業に移行します。

移行までの期間は、従来どおりの介護予防サービスの請求となります。

移行後は、以下のサービスコード・単価等にて総合事業サービスの請求となります。

○河南町総合事業サービスコード

サービスコード	サービス名	内容
A5	通所型サービス(みなし)	介護予防現行相当サービスを、みなし指定を受けた事業者(平成27年3月31日以前に介護予防通所介護の指定を受けた事業所)が提供した場合
A6	通所型サービス(独自)	介護予防現行相当サービスを、みなし指定を受けていない事業者(平成27年4月1日以降に介護予防通所介護の指定を受けた事業所)が提供した場合
A7	通所型サービス(独自/定率)	通所型サービスA(基準緩和型)を、河南町総合事業の指定を受けた事業者が提供した場合

○地域区分と単価

サービスコード	地域区分	地域単価
A5	事業所所在地の地域区分	事業所所在地の地域単価
A6	河南町の地域区分(7級地)	河南町の地域単価(10.14円)
A7	河南町の地域区分(7級地)	河南町の地域単価(10.14円)